

資料 2

令和 6 年 12 月 20 日
事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）保育担当課 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

「保育政策の新たな方向性」について

保育施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を頂き深く感謝致します。
保育政策については、これまで、「新子育て安心プラン」に基づき、保育提供体制の確保を進めてきたところですが、令和6年度末にプランの終期を迎えることにあたり、本日、今後の保育政策の在り方についてお示しする「保育政策の新たな方向性」をとりまとめました。

待機児童数については各自治体において適切に受け皿整備を進めていただき、令和6年4月1日時点では2,567人まで減少いたしました。

このような状況を踏まえ、これからの保育政策については「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換していくこととし、

- ① 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
- ② 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
- ③ 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

という3つの柱を軸として、各種取組を推進していくこととしております。

なお、待機児童対策については、「新子育て安心プラン」のように全国的な認可保育所等の整備目標の設定は行いませんが、引き続き、地域の課題に応じたきめ細やかな対策を進めていくこととしております。

「保育政策の新たな方向性」の内容については、別添のとおりですので、御了知いただき、管内市区町村への周知いただくとともに、各種取組の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

また、各種取組に関連する令和7年度予算案の内容については最終調整中であるため、予算案が閣議決定され次第、追ってお示しいたします。

引き続き、保育政策の推進について御尽力賜りますよう、心からお願い申し上げます。

【連絡先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

電話番号：03-6858-0058（係直通）

メールアドレス：hoikuseisaku.houeil@cfa.go.jp

こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係

電話番号：03-6858-0048（係直通）

メールアドレス：hoikuseisaku.taikijidou@cfa.go.jp

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。**【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。**【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】**

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等
- 新規資格取得と就労の促進・資格取得や就業継続の支援の充実 等
- 離職者の再就職・職場復帰の促進・保育士・保育所支援者の機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

主な施策	具体的な取組
（１）市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策 ○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。 - 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※ - 待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 - 待機児童対策協議会を活用した支援 等 ②人口減少地域における保育機能の確保・強化 ○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。 - 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ）※ - 人口減少に対応した公定価格 ※ - 地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※ - 必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等 ③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）
（２）保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）	○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。 4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進 1歳児の職員配置の改善 ※ - 保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等
（３）保育の質の確保・向上、安全性の確保	○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。 【保育の質の確保・向上】 - 保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※ - 巡回支援の推進 ※ - 保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 - 保育士等の養成や研修の充実 ※ - 第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等 【安全性の確保】 - 虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） - 性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※ - 事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） - 保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【[保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ](#)】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。 ・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※ ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。 ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※ ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。 【家族支援や地域のこども・子育て支援】 ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等 【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】 ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※ ・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

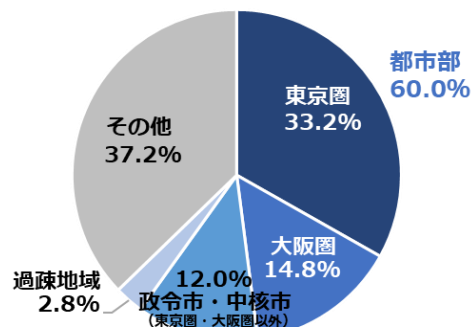
【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。 ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※ ・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※ ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	①働きやすい職場環境づくり ○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。 ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※ ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※ ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等 ②新規資格取得と就労の促進 ○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。 ・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※ ・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討 ・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等 ③離職者の再就職・職場復帰の促進 ○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。 ・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※ ・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） ・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。 ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等
(4) 保育DXの推進による業務改善	○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。 ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※ ・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※ ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※ ・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※ ・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生



※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

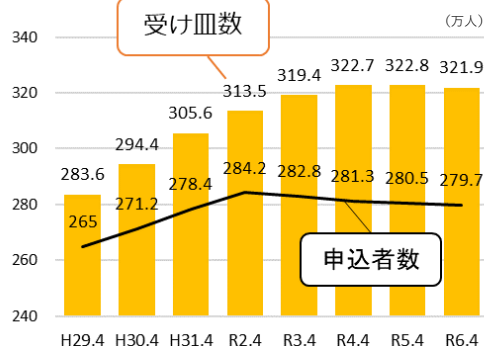
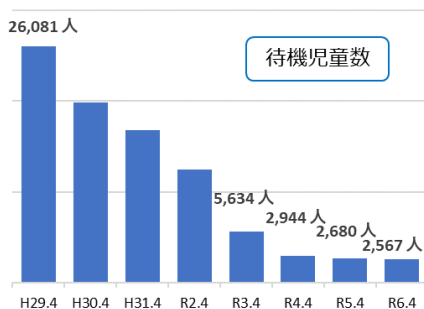
【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



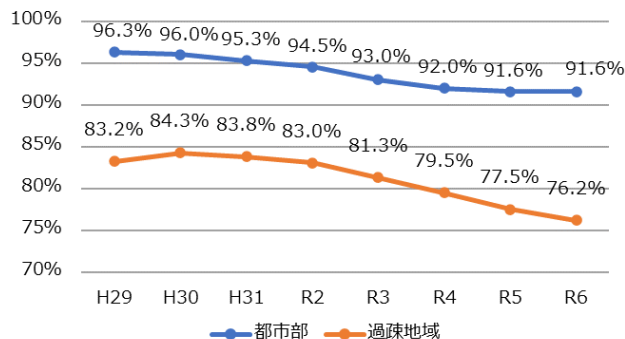
※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

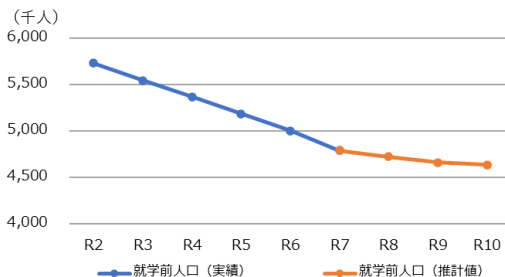
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

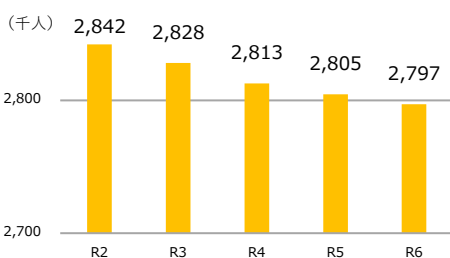
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築
【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

○待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要

○令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30 : 1	25 : 1

○保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要

○なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

○加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」として、経過措置の取扱いを検討

【1歳児の職員配置の改善】

○保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進める

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

○職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する

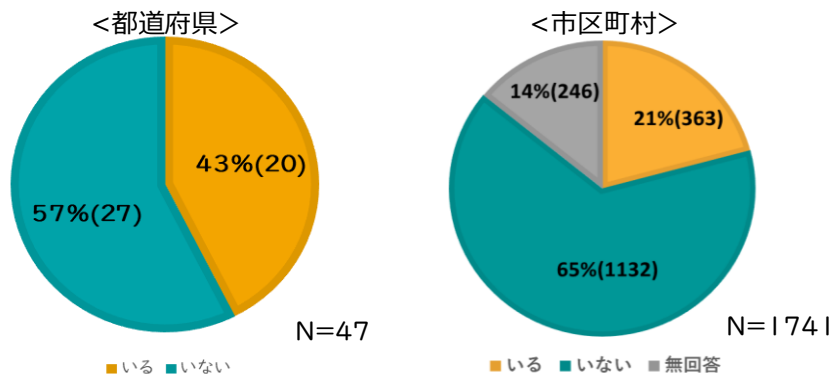
【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：保育の質の確保・向上

現状・課題等

- 保育所等における保育の質の確保・向上を図るためには、各保育所等内の取組とともに、地域全体で持続的に取り組むことができる体制整備が求められる
- しかし、自治体において保育の質の確保・向上を中核的に担うべき、いわゆる保育指導職が十分に配置されておらず、また、保育の質の確保・向上に当たり大学や指定保育士養成施設と連携している市区町村は1割程度という状況がある

■各自治体における保育指導職の配置状況（令和6年4月現在）



※出典：こども家庭庁調べ

- 保育所等では、自己評価が義務付けられているとともに、より多様な視点を取り入れる方法の一つとして、第三者評価の実施が努力義務となっているが、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分踏み込めていないといった指摘がある
- 自己評価等に関する助言を行うために都道府県・市町村において保育所等への巡回支援の取組を進めているところ、各地域における課題を踏まえた一層の効果的な実施を促進することが必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進め、保育の質の確保・向上を図る



✓対応のポイント

- 地域の保育の質の確保・向上に向けた体制整備
- 研修内容の充実と機会の確保
- 巡回支援や第三者評価等の推進

【保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進】

- 地域の実情を踏まえつつ、保育指導職の配置や、大学や指定保育士養成施設等との連携により、自治体が中核となり地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備を進める

【巡回支援の推進】

- 地域における体制整備の促進や評価の推進と連携した効果的な巡回支援による保育所等の支援を推進する

【保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進】

- 各地域の保育指導職等のための「保育実践充実推進のためのセミナー」の開催や各種調査研究等を通して、保育所保育指針等に基づく多様な取組や成果の共有、現場同士の学び合う開かれた取組を促進し、保育の質の確保・向上を推進する

【保育士等の養成や研修の充実】

- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図るとともに、保育士等が研修を受けられる環境整備を進める

【第三者評価等による質の評価・改善の推進】

- 公定価格の加算措置により実施を支援するとともに、第三者評価の内容の改善と評価者の育成などを通じ第三者評価を推進する

【効率的・効果的な指導監査の推進】

- 監査項目の標準化を行うとともに、保育業務施設管理プラットフォーム（令和8年稼働予定）を活用し、全国各地域での効率的・効果的な監査を推進



- 各都道府県で保育の質の確保・向上に係る中核的な機能を構築する【都道府県：80%（令和8年度）】

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：安全性の確保

現状・課題等

- 昨今の不適切事案を踏まえ、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出するとともに、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化に取り組んできた
- 一方で、保育所等の職員による虐待については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と異なり、法令上の通報義務等がない状況。また、ガイドラインにおいて示している「不適切な保育」について、その判断基準等が不明確であるとの指摘がある
- こどもへの性暴力防止の対策を推進するため、こども性暴力防止法が成立（R6.6）
- 事故対策については、保育所等に安全計画の作成と対応を義務付ける（R5～）とともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月発出）を浸透させるため、アンケート調査や啓発資料を作成し、SNSによる周知等に取り組んできた
- 一方で、教育・保育施設等における重大事故は、増加傾向にあり、特に誤嚥による死亡事故は、令和元年以降、8件発生しており、対策を強化していく必要がある
- 地震や豪雨などの災害が発生する中で、こどもの命を守るための対策の強化を進めるとともに、発災後の保育機能の確保や地域支援を進めていくことが求められている

■虐待等の不適切な保育の発生件数※1

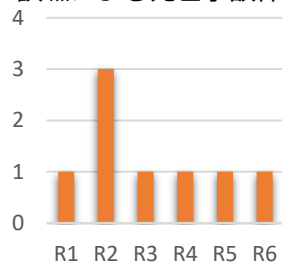
事実確認件数※2	虐待件数※3
914件	90件

※1 出典：「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（調査対象期間：令和4年4月～12月）

※2 市町村が「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為）の事実を確認した件数。

※3 事実を確認した件数のうち、市町村が「虐待」と確認した件数。

■誤嚥による死亡事故件数



※出典：重大事故検証報告一覧(ほか)

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の安全性の確保を図る



✓対応のポイント

- 虐待や不適切な保育の防止及び対応の強化
- 事故対策の強化
- 災害への対応力の強化

【虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性暴力防止の対策推進】

- 児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設。適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進める【**法律改正・できるだけ早期に**】
- 保育所等における不適切な保育に関する調査研究を踏まえ、虐待や不適切な保育の判断基準等について検討し、ガイドラインの見直しを行う【**R7**】
- こども性暴力防止法の施行（施行期限：R8.12）に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進める

【事故等の防止・対応の強化】

- 安全計画の作成・運用の徹底を図る
- 事故報告集計、事故情報データベース、事後的検証等の分析結果を踏まえて、教育・保育現場の実状に即した対策を講じる
- 教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究を踏まえて作成する食材の調理方法や食事の提供要領等を示した啓発資料等の周知に取り組む【**R7**】
- テクノロジーを活用した安全確保を推進する

【保育所等における防災機能・対策の強化】

- 保育所等において避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める
- 発災後、保育機能の確保や地域支援が進められるよう、体制や取組の強化を進める



- 保育所等において、虐待・保育事故等が発生しない環境が整備されるようにする
- 【虐待・不適切な保育に係る相談窓口の設置割合（自治体）：100%（令和8年度）】

2.(1) こども誰でも通園制度の推進

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施（118自治体）

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : こども一人1時間あたり850円
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体が実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



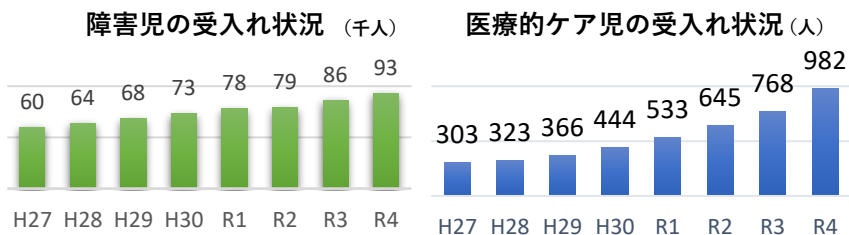
- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実①（障害児・医療的ケア児等）

現状・課題等

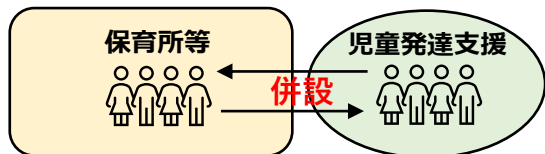
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に（R5～）

- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用することも増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

✓対応のポイント



- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化（インクルージョンの推進）
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
- 【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加（令和8年度）】

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

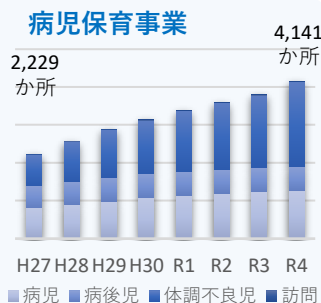
現状・課題等

○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

【病児保育事業】

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

【病児保育施設数：4,141か所／延べ利用児童数：968,448人（令和4年度）】

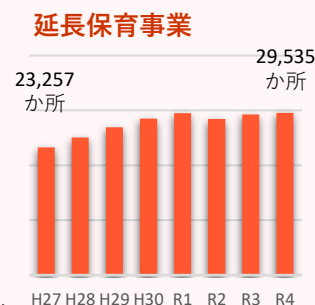


【延長保育事業】

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- 補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

【延長保育実施か所数：29,535か所／実利用児童数：915,022人（令和4年度）】

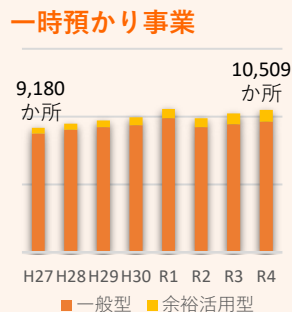
※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。



【一時預かり事業】

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

【一時預かり実施か所数：10,509か所／延べ利用児童数：3,511,779人（令和4年度）】



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育ての推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保



✓対応のポイント

- 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

【病児保育事業】

- 安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

【延長保育事業】

- 保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める

【一時預かり事業】

- こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

【参考】共働き・共育ての推進

（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の事項）

- 育児期を通じた柔軟な働き方の推進
 - ・子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
 - ・時短勤務時の新たな給付 等



- 保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和8年度）】

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

【こどもの居場所づくりの推進】

- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進

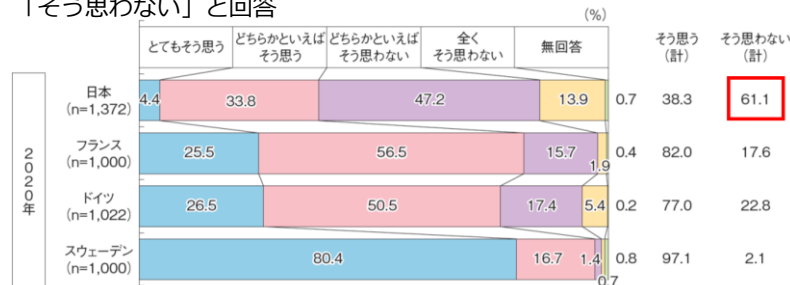


- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
- すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

現状・課題等

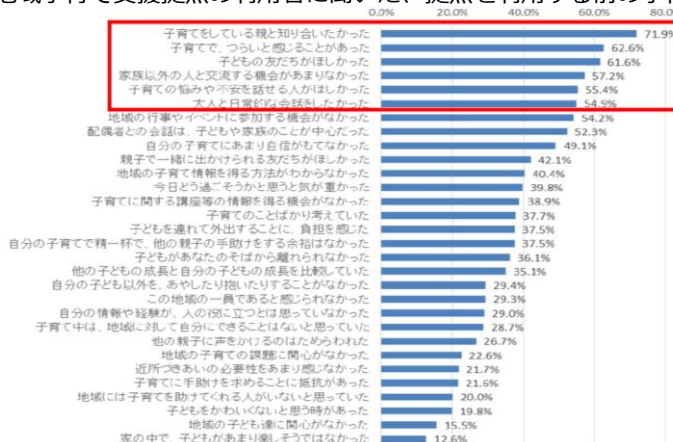
- 0～2歳児の約6割は就園しておらず様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右されているほか、児童虐待で亡くなるこどもの約半数は0～2歳児であるなど、全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障することが十分にできていない
- また、保護者から「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」といった声があるなど、孤立した育児の実態がある
- そのため、「はじめの100か月」の育ちを保障するためのビジョン、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日閣議決定）を示し、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運醸成を行うとともに、関連施策の強力な推進が必要

- 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答



内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」（令和3年3月）

- 地域子育て支援拠点の利用者に聞いた、拠点を利用する前の子育ての状況



内閣官房「全世代型社会保障構築会議（第7回）」資料（令和4年9月28日）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を継続的に推進し、多様な分野で「はじめの100か月」の育ちを支える関係人口を増やし、全国的なネットワークの形成を図るとともに、その取組を促進

✓対応のポイント



- 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援

【「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の推進】

- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支えるため、ビジョンの趣旨を反映した関連施策を総合的に推進する

【「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・人材養成・調査研究】

- ビジョンを踏まえ、社会全体の幅広い層の行動変容を図る広報・普及啓発を進めるとともに、「はじめの100か月」の子育て世帯と様々な地域住民が関わる機会を創出する地域コーディネーターの養成や、多様な家庭や地域等の環境が乳幼児の育ちに与える影響等に関する調査研究を実施する【R6補正】



- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援する気運を醸成する【「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合：70%（令和8年度）】

3.(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

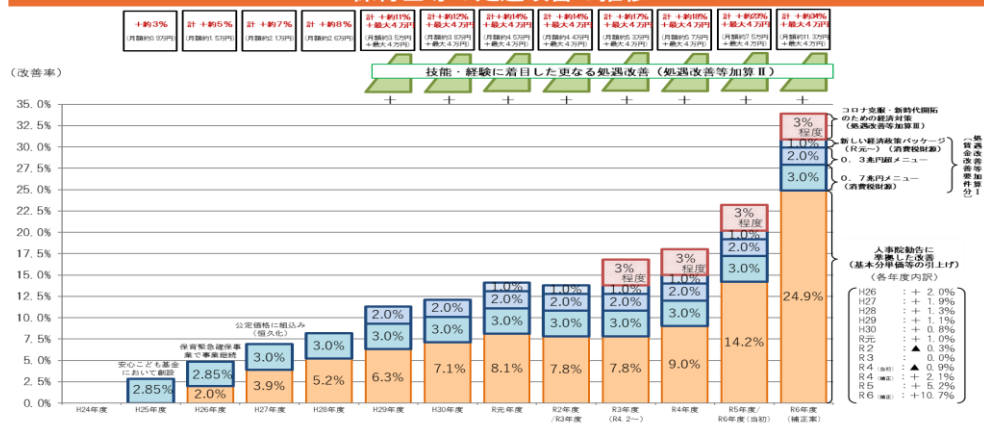
現状・課題等

○保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和6年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を補正予算に計上

○引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

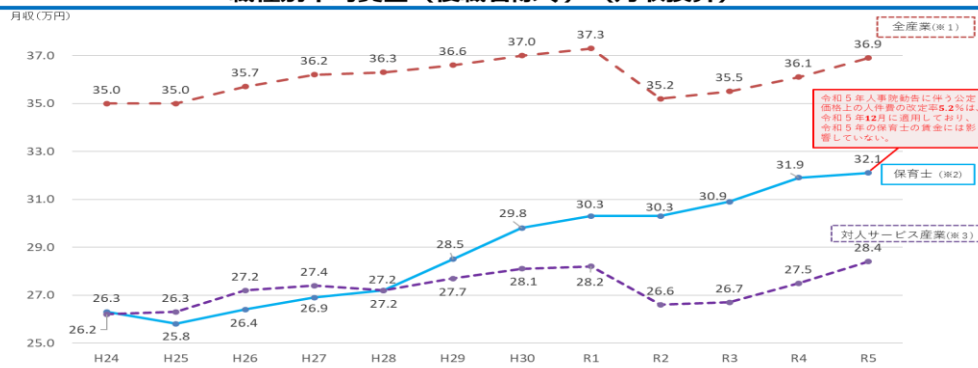
OH25年度以降累計で34%の改善改善を実施

保育士等の処遇改善の推移



○保育士の平均賃金は全産業平均を下回る

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める



✓対応のポイント

- 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- 経営情報の継続的な見える化の推進

【保育士等の処遇改善】

○こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。あわせて、処遇改善の効果が現場の保育士等に行き届くよう経営情報の見える化等の取組を進める

【処遇改善等加算の一本化と活用促進】

○処遇改善等加算を事務手続の簡素化等の観点から見直し、現行の3つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の3区分に整理。併せて配分ルールを簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用を促進

【経営情報の継続的な見える化】 ※ここdeサーチにより対応

○保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める【R7～】



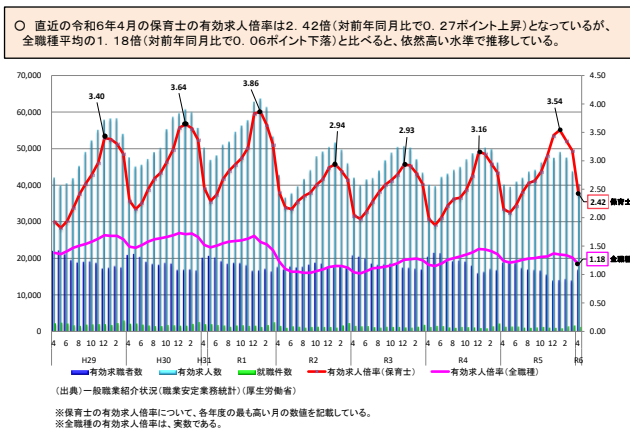
○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する
【保育士等の平均給与の増加（令和8年度）】

3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

3.(3) 保育の現場・職業の魅力発信

現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力を発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る 等

【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす
【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

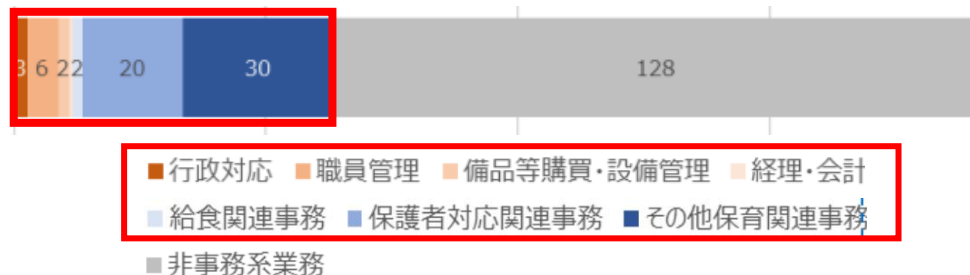
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手続に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

- 役所相談 ✓ 入所相談のために妊娠中や子連れの状態で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）
- 情報収集 ✓ 手続や保育施設に関する情報について、「情報が一元化されておらず情報収集が大変」、「訪問や電話をしないと情報を得られない」といった意見
- 施設見学予約 ✓ 保育施設見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）しかなかったこと（423人/696人）
- 入所申請 ✓ 入所申請書類を手書きで作成する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手続（手続／施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する **【R6補正】** **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】